



# 山形県公報

平成29年6月1日(木)

号 外 (21)

## 目 次

### 告 示

○保安林内の皆伐面積の限度…………… (林業振興課) … 1

## 告 示

### 山形県告示第431号

平成29年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成29年6月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
	ヘクタール
日向川水源かん養保安林	292.39
相沢川	113.58
田川	514.17
五十川～鼠ヶ関川	85.35
鮭川	570.56
小国川	348.36
銅山川～角川	391.58
北村山	461.46
寒河江川	221.18
月布川～朝日川	79.30
山形	258.59
白川	382.06
荒川	373.22
置賜	510.98
前川	20.50
日向川土砂流出防備保安林	11.80
相沢川	16.62
田川	354.78
五十川～鼠ヶ関川	143.90
鮭川	43.64
小国川	43.50
銅山川～角川	32.69
北村山	427.20
寒河江川	56.90

